

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月9日
【四半期会計期間】	第120期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	飯野海運株式会社
【英訳名】	IINO KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 関根知之 東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
【本店の所在の場所】	（上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の最寄りの連絡場所で行っております。）
【電話番号】	-
【事務連絡者氏名】	-
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園一丁目7番13号 芝大門フロントビル
【電話番号】	東京（5408）0447
【事務連絡者氏名】	経理グループリーダー 岡田明彦
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号） 証券会員制法人福岡証券取引所 （福岡市中央区天神二丁目14番2号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第119期 第3四半期連結 累計期間	第120期 第3四半期連結 累計期間	第119期 第3四半期連結 会計期間	第120期 第3四半期連結 会計期間	第119期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	57,425	56,378	19,626	18,060	77,031
経常利益(百万円)	1,079	1,060	104	341	2,225
四半期(当期)純利益 又は四半期純損失( ) (百万円)	1,203	307	1,811	56	180
純資産額(百万円)	-	-	50,992	52,560	52,727
総資産額(百万円)	-	-	181,671	185,716	180,735
1株当たり純資産額(円)	-	-	473.16	486.82	489.78
1株当たり四半期(当期)純 利益金額又は1株当たり四半 期純損失金額( )(円)	11.28	2.88	16.98	0.53	1.69
潜在株式調整後1株当たり四 半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率(%)	-	-	27.8	28.0	28.9
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	9,013	8,418	-	-	12,353
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	15,720	12,569	-	-	12,784
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	6,111	5,016	-	-	3,170
現金及び現金同等物の四半期 末(期末)残高(百万円)	-	-	10,370	14,189	13,728
従業員数(名)	-	-	621	621	615

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

## 2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	621（21）
---------	---------

（注）1．従業員数は嘱託社員を含めた就業人員であります。

2．従業員数欄の（ ）内に、臨時従業員数を外数で記載しております。

3．臨時従業員にはアルバイト従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数（名）	141
---------	-----

（注）1．従業員数は嘱託社員を含めた就業人員であります。

2．従業員数には、他社出向在籍者は含まれておりません。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

当社グループは外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業の3事業を行っております。従いまして、生産及び受注は行っておりませんのでセグメント別売上高については「4.財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析」に含めて記載しております。

### 2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

記載すべき事項はありません。

## 4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間（以下「当第3四半期」という）の世界経済は、各国の景気刺激策の効果や中国を中心とする新興国の景気拡大等を背景に回復基調にはありますが、先進国では失業率が高止まる一方、新興国においては景気の過熱に加え先進国の過度な金融緩和の副作用等からインフレ懸念が強まるなど、景気は不安定な状況となっております。

米国は、個人消費や生産の持ち直し傾向が続いていることなどから景気は緩やかに回復していますが、依然として失業率が9%台で高止まりしていることや住宅減税終了に伴う住宅市場の低迷などが足枷となるなどの問題もあります。

ユーロ圏及び英国は、雇用環境の改善が続くドイツなど主要国で内需を中心に持ち直しが続いているものの、深刻な財政危機に直面し緊縮財政を進めるギリシャ等一部の国で失業率が依然として高水準で推移するなど、景気は引き続き厳しい状況にあります。

アジアは、景気は総じて回復しておりますが、一部で回復のテンポがやや鈍くなっております。

中国は、個人消費や固定資産投資の高い伸びが続いており、内需を中心に拡大していることに加え、輸出も持ち直してきており、景気は拡大傾向にあります。インフレ懸念の高まりから人民銀行が預金準備率を引き上げるなど、緩和的金融政策から引き締めへ転換し、拡大のテンポはやや緩やかになっております。

わが国においては、個人消費や設備投資に持ち直しの動きが見られるものの、輸出の増勢が鈍化していることや自動車販売台数の減少、失業率の高止まり、デフレや円高の加速など、景気は依然として厳しい状況が続いております。

このような厳しい経営環境の中、当社グループでは、中長期契約を主体とした経営により、市況停滞に伴う影響を最小限に留めるように既存契約の有利更改、効率的な配船や運航、不採算船や老齢船の処分を含めた船隊の再整備、経費の削減等に努めた結果、当第3四半期の売上高は180億60百万円（前年同期比7.98%減）、営業利益は7億84百万円（前年同期比4.39%増）、経常利益は3億41百万円（前年同期比227.88%増）、四半期純損失は繰延税金資産の取崩しを行ったことなどから56百万円（前年同期の四半期純損失は18億11百万円）となりました。

各セグメントの状況は以下の通りであります。

#### 外航海運業

当第3四半期の外航海運市況は、原油タンカー及びプロダクトタンカー市況においては原油価格の上昇や季節的要因などの好材料も見受けられましたが、製品需要の本格的な回復には至らず、総じて弱含みで推移しました。ケミカルタンカー市況においては、季節的要因や中国の堅調な輸入需要、米国からの年末在庫調整に伴う輸出量の増加などの好材料も一部では見受けられたものの、欧州の経済不安などにより石油化学製品需要の本格的な回復には至らず、運賃市況についても全体的には弱含みで推移しました。ドライバルク市況は、堅調な中国向けの鉄鋼原料や穀物輸送需要等による下支えがあり、高い水準での取引で当第3四半期をスタートしましたが、当第3四半期には2011年からの鉄鉱石価格引き上げに伴う買い控えなどで輸送需要が減少し、大きく軟化しました。

当社グループの外航海運業は、原油タンカー及びプロダクトタンカーにおいては、支配船腹のほとんどを中長期契約に投入し安定収益を維持しました。ケミカルタンカーにおいては、当社の主要航路である中東からアジア向け航路に関しては、大口顧客との数量輸送契約の集荷を中心におおむね安定的に推移しました。アジアからインド・中東方面向け航路につきましても、パームオイルのスポット輸送を積極的に取り込み、効率配船に努めました。しかしながら、中東・欧州航路においては、中東のプラント故障による製品供給不足に加え、欧州からインド・パキスタン向けの貨物輸送量が大幅に減少した結果、航海採算が悪化しました。これらの結果、当社ケミカルタンカーの当第3四半期中の採算は低調に推移しました。なお、当第3四半期中に運航船3隻を返船しました。大型ガスタンカーにおいては、LPGタンカー及びLNGタンカー共に既存長期契約への投入により引き続き安定収益を確保しております。ドライバルクキャリアーにおいては、市況変動の影響を受けない木材チップ専用船、電力会社向け石炭専用船や数量輸送契約の安定収益に加え、効率的な用船・配船に努めました。

以上の結果、外航海運業の売上高は147億54百万円、営業利益は4億2百万円となりました。

#### 内航・近海海運業

当第3四半期の内航・近海海運市況は、内航輸送においては、12月に入り全国的に気温が下がった影響から、家庭・業務用を中心とした民生用LPG需要が増加し、荷動きは活発になりました。石油化学ガスについても、エチレンセンターでの大きな定期修繕も無く稼働は好調を維持し、荷動きも順調に推移しました。近海輸送においては、極東・東南アジアの安定した輸送需要を下支えに、冬場LPG需要の高まりや天候不順による中国での滞船などの要素も加わり、船腹需給は逼迫しました。

当社グループの内航・近海海運業は、内航輸送においては、冬場繁忙期になり国内LPG輸送が活発化し、船腹の稼働も向上したことから、採算は良好に推移しました。近海輸送においては、引き続き船隊の多くを中長期の契約に投入しており、安定収益を確保しました。

以上の結果、内航・近海海運業の売上高は20億53百万円、営業利益は1億59百万円となりました。

#### 不動産業

当第3四半期の賃貸ビル市況は、東京都心部のオフィスビル空室率が小幅ながら改善をみせるなど、企業の大型移転や増床の動きが見られるようになってきましたが、オフィス賃料については激しいテナント獲得競争による下方圧力が継続していることから、引き続き弱含みのまま推移しました。しかしながら、企業業績の回復傾向も見受けられるようになってきたことから、賃料の下落幅は緩やかになってきており、賃料の底打ち期待も出て来ています。

当社グループの賃貸ビル事業は、総じて第2四半期の賃料及び空室率の状況に比べ大きな変化は見られませんでした。不動産関連事業についても、写真スタジオの稼働率が低下したもののクリエイティブ部門など広告関連の売上が増加したため第2四半期とおおむね同水準の売上高となりました。

以上の結果、不動産業の売上高は12億57百万円、営業利益は2億23百万円となりました。

(注) 第1四半期からセグメント区分を変更したため、各セグメントの前年同期との金額比較は記載しておりません。

#### (2) 財政状態の分析

当第3四半期末の総資産残高は前連結会計年度末に比べ、49億81百万円増加し、1,857億16百万円となりました。これは主に減価償却の進捗により船舶、建物及び構築物が減少した一方で、飯野ビル建替え工事の進捗に伴い建設仮勘定が増加したことによるものです。

負債残高は前連結会計年度末に比べ、51億48百万円増加し、1,331億56百万円となりました。これは主に設備投資に伴う借入金の増加が借入金の減少を上回ったことによるものです。

純資産残高は前連結会計年度末に比べ、1億67百万円減少し、525億60百万円となりました。これは主に利益剰余金の減少によるものです。

以上の結果、当第3四半期末の自己資本比率は28.0%、1株当たり純資産は486.82円となりました。

#### (3) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間の「営業活動によるキャッシュ・フロー」は、30億46百万円のプラス（前年同期は23億79百万円のプラス）となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益に減価償却費を加算したほか不動産業において予約証拠預り金の収入があったためです。

「投資活動によるキャッシュ・フロー」は1億74百万円のプラス（前年同期は29億71百万円のマイナス）となりました。これは主に固定資産の売却による収入55億59百万円が固定資産の取得による支出54億26百万円を上回ったことによります。

「財務活動によるキャッシュ・フロー」は17億87百万円のマイナス（前年同期は1億73百万円のプラス）となりました。これは主に借入金の減少92億86百万円が借入金の増加80億69百万円を上回ったことによります。

以上の結果、「現金及び現金同等物の四半期末残高」は前連結会計年度末に比べ4億61百万円増加し、141億89百万円（前年同期は103億70百万円）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、同業種あるいは異業種他社との提携や企業買収が、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様との利益の向上の実現に向けた有力な手段の一つとなり得ると認識しておりますが、そのような他社との提携や企業買収は、当事者同士が納得、合意した上で友好裡に進められてこそ、当社の中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化の実現を図ることができるものであると考えております。また、大規模買付行為(下記3.において定義されます。以下同じです。)を受け入れるかどうかは、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には株主の皆様のご判断によるべきものであると考えております。

しかしながら、昨今、わが国においても敵対的な企業買収の動きが活発化してきております。当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させる買収提案が経営者の保身目的で妨げられてはならないことは当然のことであり、また、当社取締役会の同意を得ない買収提案が必ずしも当社の企業価値を損ない株主の皆様の共同の利益を害するものであるとは限らないものの、このような敵対的な企業買収の中には、株主の皆様に対して当該企業買収に関する十分な情報が提供されず株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、株主の皆様が当該企業買収の条件・方法等について検討し、また当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保することができないもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう企業買収もあり得るものです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保し又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、上記のような企業買収に該当する行為等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 の中期経営計画等による企業価値向上への取組み及び下記 のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。

中期経営計画等による企業価値向上への取組み

ア. 当社の事業の概要

当社は、外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業を事業の柱とし、「安全の確保が社業の基盤」を経営理念の最初に掲げ、持続的な成長を目指した経営を行っております。外航海運業及び内航・近海海運業においては、国際的な自由競争のもと、国内外の荷主との良好な関係を基礎とする中長期の契約関係に基づき、安定的な収益構造を築いております。また、不動産業においては、既存物件の収益性の向上及び有利物件の新規獲得による収益の拡大を目指し、企業としての最大の経営課題である中長期的な企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の最大化に努めております。

そして、上記のとおり、当社が営む外航海運業、内航・近海海運業及び不動産業において、安全の確保は、事業の発展基盤であり、当社の企業価値の基礎であるとともに、国内外の地域社会を含む社会全体への貢献の基盤となっておりますが、これらの事業(3セグメント事業)において安全を確保するためには、中長期的な視点からの安定的な経営が不可欠です。特に、中長期的な視点からのヒトへの投資と教育が必要不可欠であると考えております。

したがって、経営判断に当たっては、安全の確保・環境保護・法令遵守を判断の基盤におき、常に中長期的な業績の向上を目指しております。また、大きな収益は見込めないものの当社グループのブランドイメージの向上や社会全体に貢献する文化的事業については、最終的に当社の企業価値の向上に資するものであれば、今後も取り組んでまいります。下記イ.の中期経営計画もこれらの方針に基づいて策定されておりますが、その方針は、株主の皆様の共同の利益の最大化、安定配当体制の継続に資するものと考えております。

イ. 中期経営計画

当社グループは、平成19年5月10日に、5ヵ年間の中期経営計画「ISG12(Iino's Strategic Growth Plan to 2012)」(平成19年4月～平成24年3月)を策定し、企業価値の向上を目指した事業基盤の整備を進めております。

中期経営計画「ISG12」において目指すものは「持続的な成長企業」であり、その達成度を測るためにROE 10%の維持を目標といたしました。そして、目標達成のため、外航海運業及び内航・近海海運業におきましては、これまでの業績の牽引役であるケミカル船部門の更なる飛躍と安定収益部門への成長や、ガス輸送部門の更なる成長に向けて



積極的な取組みを行っております。また、不動産部門におきましては、安定収益の柱をより強固にするため、飯野ビルの建替えを実施しております。経営資源は、これらの重点戦略3部門に加え、船舶等の安全品質管理体制強化に積極的に投入します。特に、船舶管理部門におきましては、「海技者の育成」と「外国人船員の有効活用」に注力し、船舶の安全を確保し信用力を高めるとともに顧客満足度の向上を目指しております。

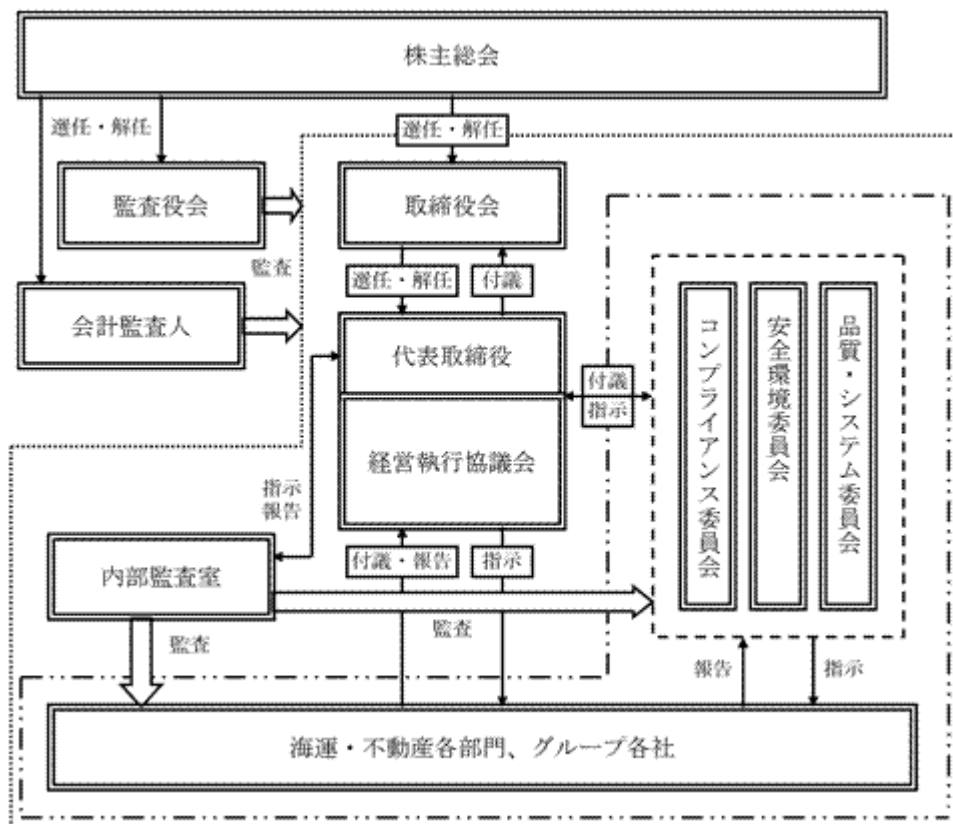
これらの中期経営計画「ISG12」の実行と更なる成長への基盤を整備するために「組織力と個人の力を強化」し、意欲と能力を不断に引き出す環境の整備に努めるとともに、社会からの様々な要請(CSR、企業統治)に応える体制を自律的に整備・強化しております。

なお、外航海運業をとりまく経営環境は大きく変化し、また、東京都心部のオフィスビル賃貸市況は下落しておりますので、現在進めている対応諸施策の実効性や飯野ビルのリーシングの進捗状況につき改めて評価を行い、新たな中期経営計画を公表する予定です。

コーポレート・ガバナンスの状況

ア. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を「企業を構成する様々な主体(ステークホルダー)間の利害を調整し、効率的な企業活動を実現する為の枠組み」と考えております。そのため、取締役会をはじめとする各経営組織における意思決定及び業務の執行については、法の定める趣旨に加えて、株主、従業員及びその他のステークホルダーとの関係に配慮し、常に最良の経営成果をあげられるよう不断の努力を重ねております。



イ. コーポレート・ガバナンス(企業統治)に関する施策の実施状況

< 企業統治の体制 >

当社は、取締役会及び監査役会により、業務執行の監督及び監査を行っております。重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行うために原則として毎月1回定例取締役会を開催し、また常勤監査役と社外監査役である非常勤監査役で構成される定例監査役会を原則として毎月1回開催しますとともに、会計監査人、監査役、代表取締役社長直属の内部監査室が相互に連携して監査にあたる監査体制をとっております。

業務執行に関しては、取締役及び常勤監査役により構成される経営執行協議会を毎週開催し、取締役会に付議又は報告される事項の審議、代表取締役や業務執行取締役の業務執行に関する重要事項の審議、経営に関する意見交換及び情報交換を行っております。

< 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況 >

当社グループにおきましては業務の適正を図るべく次の通り内部統制システム及びリスク管理体制を構築しております。

- 1) 取締役・使用人の職務の執行に係るコンプライアンスに関しましては「行動憲章」及び「コンプライアンス規程」をコンプライアンス体制の基礎とし、「コンプライアンス委員会規程」に基づき設置された「コンプライアンス委員会」においてコンプライアンスに関する政策立案とその推進を図っております。チーフコンプライアンスオフィサーは内部監査室及び監査役と連携してコンプライアンスに関する業務を指揮し、役職員は法令違反等に関する報告義務及び内部警報連絡義務を負っております。
- 2) 当社グループの業務執行に関する船舶・建物における重大な事故・事件等によるリスクにつきましては、「安全環境委員会規程」に基づき設置された「安全環境委員会」において、当社グループの安全及び環境に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。

- 3) システム及び事務に関するリスクにつきましては、「品質・システム委員会規程」に基づき設置された「品質・システム委員会」において、当社グループのシステム及び事務に関する政策立案並びにその推進を行うとともに、システムダウン等に係る予防的措置も含めた対策の徹底・強化を図っております。
- 4) さらに、不測の事故、特に油濁等の環境汚染や、人命・財産に係る重大な事故・事件が発生した場合等の緊急時においては、「危機管理基本規定」及び「災害対策基本規定」に基づき代表取締役を本部長とする対策本部を設置し、危機管理に当たります。
- 5) 取締役・使用人の職務の執行に係る情報の保存及び管理につきましては、「文書保存規程」、「文書管理基本方針書」、「文書管理実施規程書」及び「情報セキュリティー基本規程」等の社内諸規定に基づき、管理責任者を定めて適切に保存し管理する体制をとっております。
- 6) 当社グループ全体のリスク管理体制につきましては、グループ各社長も構成メンバーとする当社グループの横断的組織である「コンプライアンス委員会」、「安全環境委員会」及び「品質・システム委員会」からなる三委員会体制に基づき、当社グループ全体のリスク管理の徹底を図っております。

### 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、平成22年4月30日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、当社の株券等の大規模買付行為に関する概ね下記の内容の対応方針(以下「本方針」といいます。)を導入することを決定し、また、本方針の導入については上記定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。なお、当該取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本方針に賛成する旨の意見を述べております。また、本四半期報告書提出時におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して、当社の株券等の大規模買付行為に関する提案がなされている事実はありません。平成22年9月30日現在の当社の大株主の状況につきましては、第120期第2四半期報告書の第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況をご参照下さい、また、第3四半期会計期間における大株主の異動につきましては、本四半期報告書の第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (6) 大株主の状況をご参照ください。

本方針の内容の詳細については、当社ホームページ(<http://www.iino.co.jp/kaiun/docs/100430-5%20Baisyubouei.pdf>)をご参照下さい。

## 記

### 本方針の対象となる行為

本方針は、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社の株券等の買付行為、又は、結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社の株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。このような買付行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行い又は行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。)を対象としております。

- (注1) 「特定株主グループ」とは、( ) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)の保有者(同項に規定する保有者をいい、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)及び その共同保有者(同条第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項本文に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)、並びに、( ) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下別段の定めがない限り同じです。)を行う者及び その特別関係者(同条第7項に規定する特別関係者をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。)を意味します。

(注2) 「議決権割合」とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、( )特定株主グループが当社の株券等の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。))も計算上考慮されるものとします。以下別段の定めがない限り同じです。)、又は、( )特定株主グループが当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。))の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合(同条第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。))の合計をいいます。

## 大規模買付ルールの設定

大規模買付者に従って頂く大規模買付ルールは次のとおりです。

### ア. 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社代表取締役社長に対して、本方針に定められた手続(以下「大規模買付ルール」といいます。))に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出して頂きます。

### イ. 大規模買付情報の提供

上記ア.の大規模買付意向表明書をご提出頂いた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社代表取締役社長に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報(以下「大規模買付情報」といいます。))を提供して頂きます。

まず、当社は、大規模買付意向表明書を提出して頂いた日から10営業日(初日不算入)以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為の目的、方法及び内容等の大規模買付者に提供して頂くべき情報を記載した提供情報リストを発送いたしますので、大規模買付者には、かかる提供情報リストに従って十分な情報を当社代表取締役社長に提供して頂きます。なお、提供情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして合理的に決定します。

また、上記の提供情報リストに従い大規模買付者から提供して頂いた情報では、当該大規模買付行為の内容及び態様等に照らして、株主の皆様のご判断及び当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が外部専門家等の助言を得た上で、合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供して頂きます。

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付者から提供された情報(提供情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報及び当該不提供の理由を含みます。以下同じです。))が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を株主の皆様へ開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会において合理的に判断されるときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知(以下「情報提供完了通知」といいます。))するとともに、その旨を開示いたします。

### ウ. 取締役会評価期間の設定等

当社は、情報提供完了通知を行った後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、大規模買付行為の評価の難易度等に応じて、最長60日間又は90日間(いずれの場合も初日不算入)を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。))として設定します。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ公表いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会(下記ア.をご参照下さい。))に対して、取締役会評価期間の延長の必要性及び理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で取締役会評価期間を最長30日間(初日不算入)延長することができるものとします(なお、当該延長は原則として一度に限るものとします。))。当社取締役会が取締役会評価期間を延長することを決定した場合には、当該延長の期間及び理由を、速やかに、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令及び金融商品取引所規則に従って開示いたします。

大規模買付者は、この取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとし

ます。

## 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、当社取締役会は、下記 ア.記載のとおり、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することといたします。

これに対して、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行い又は行おうとする場合には、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。但し、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである場合、いわゆるグリーンメイラーであると判断される場合、大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合には、当社取締役会は、下記 ア.記載のとおり、特別委員会に諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

なお、所定の場合には、対抗措置の発動に際して、その是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会(以下「株主意思確認総会」といいます。)を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとします。

本方針における対抗措置としては、新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)の無償割当てその他法令及び当社の定款上認められる手段を想定しております。そして、本新株予約権については、当社の株券等の大量保有者等は非適格者として行使することができない旨の差別的行使条件を定めることを予定しております。また、当社は、上記非適格者以外の株主の皆様が所有する本新株予約権を取得し、これと引替えに本新株予約権1個につき当社の普通株式1株を交付することができる旨の差別的取得条項を定めることを予定しております。

## 本方針の合理性・公正性を担保するための制度・手続

### ア. 特別委員会の設置及び諮問等の手続

当社は、当社取締役会による判断の合理性・公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することといたします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から選任されるものとします。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するとともに、社外監査役を含む当社監査役全員(但し、事故その他やむを得ない事由により当該取締役会に出席することができない監査役を除きます。)の賛成を得た上で発動の決議をすることといたします。

但し、株主意思確認総会を招集する場合には、当社取締役会は、かかる手続を経ることなく、株主意思確認総会決議の内容に従って対抗措置の発動の決議をすることができます。

また、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合その他当社取締役会が必要と認める場合には、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

### イ. 株主の皆様のご意思の確認

本方針の導入については、平成22年6月25日開催の当社第119期定時株主総会において出席株主の皆様のご議決権の過半数のご賛同を得て承認可決頂いております。また、対抗措置の発動については、当社取締役会は、所定の場合には、株主意思確認総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行って頂くことができるものとしております。

#### ウ. 本方針の有効期間、廃止及び変更

本方針の有効期間は、平成25年に開催予定の当社第122期定時株主総会の終結時までとなっております。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、当社株主総会において本方針を廃止若しくは変更する旨の議案が承認された場合、又は当社取締役会において本方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本方針はその時点で廃止又は変更されるものとします。また、平成23年以降毎年の当社定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本方針はその時点で廃止されるものとします。

#### 株主・投資家の皆様に与える影響

#### ア. 本方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の有する当社の株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

#### イ. 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当ての基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主及び投資家の皆様が保有する当社の株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社の株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社の株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

また、本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主及び投資家の皆様の有する当社の株式全体に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

#### 4. 上記2.の取組みについての当社取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資して頂くため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記2.の取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記1.の基本方針に資するものであると考えております。

したがって、上記2.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### 5. 上記3.の取組みについての当社取締役会の判断

上記3.の取組みは、十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしております。したがって、上記3.の取組みは、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記3.の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために導入されるものです。さらに、上記3.の取組みにおいては、株主意の重視(株主総会決議による導入、株主意確認総会の招集及びサンセット条項)、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記3.の取組みの合理性・公正性を確保するための様々な制度及び手続が確保されているものであります。

したがって、上記3.の取組みは上記1.の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(6) 研究開発活動

記載すべき事項はありません。

### 第3【設備の状況】

#### (1)主要な設備の状況

##### 提出会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### 国内連結子会社

当第3四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

##### 在外連結子会社

当第3四半期連結会計期間において、以下の船舶を取得しております。

セグメントの名称	隻数	帳簿価額 (百万円)	載貨重量屯数 (K/T)
外航海運業	1	5,597	34,832

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

当第3四半期連結会計期間において、以下の船舶を売却いたしました。

セグメントの名称	隻数	帳簿価額 (百万円)	載貨重量屯数 (K/T)
外航海運業	1	5,558	34,832

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2)設備の新設、除却等の計画

前四半期連結会計期間末での計画に当第3四半期連結会計期間において新たに策定したものを加えた、当第3四半期連結会計期間末における重要な設備の新設及び除却等の計画は以下のとおりです。

##### 重要な設備の新設等

##### (イ)建造中及び取得予定の船舶

セグメントの名称	設備の内容	投資の予定額(百万円)		資金調達 方法	着手及び完了予定		完成後の増加能力 (重量屯数(K/T))
		総額	既支払額		着手(起工)	完了(竣工)	
外航海運業	船舶	40,844	6,280	自己資金及び 借入金	平成22年5月 ~ 平成23年10月	平成23年4月 ~ 平成25年5月	392,200

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2 前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の新設のうち、(1)主要な設備の状況 在外連結子会社の船舶1隻を平成22年10月に取得しております。

##### (ロ)建設中の建物

セグメント の名称	所在地	事業名	設備の内容	投資予定 額総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	資金調達 方法	着手及び完了予定	
							着手	完了
不動産業	東京都 千代田区	飯野ビル (第1期)	賃貸ビル 建物	44,000	24,590	自己資金及び 借入金	平成21年 3月	平成23年 9月
不動産業	東京都 千代田区	飯野ビル (第2期)	敷地北側地下街区 及び公開空地	2,000	-	自己資金及び 借入金	平成25年 11月	平成26年 11月

(注)1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注)2 飯野ビルにつきましては、建替え工事は順調に進捗しており、平成23年秋の開業を予定しております。



重要な設備の売却等  
売却予定の船舶

セグメントの名称	設備の内容	第3四半期連結会計期間末帳簿額 (百万円)	売却予定時期	重量吨数 (K/T)
外航海運業	船舶	2,194	平成23年度	25,300

(注) 1 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(注) 2 前四半期連結会計期間末に計画しておりました重要な設備の売却等のうち、(1)主要な設備の状況 在外連結子会社の船舶1隻を平成22年10月に売却しております。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	440,000,000
計	440,000,000

##### 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月9日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	111,075,980	111,075,980	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 福岡証券取引所	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	111,075,980	111,075,980	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減 額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	111,075	-	13,092	-	6,233

(6) 【大株主の状況】

当第3四半期会計期間において、以下のとおり、大株主上位10名（自己株式を除く）に異動が生じておりま  
す。

大株主上位10名に該当することとなった会社

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
トーア再保険株式会社	東京都千代田区神田駿河台3丁目6番地の5	2,253	2.02

(注) 所有株式数は、千株未満を切捨てております。

大株主上位10名に該当しないこととなった会社

資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）（東京都中央区晴海1丁目8番12号 晴海アイ  
ランドトリトンスクエアオフィスタワー2棟）

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 4,421,100	-	権利内容に何ら限定のない当社 における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 106,515,000	1,065,150	同上
単元未満株式	普通株式 139,880	-	同上
発行済株式総数	111,075,980	-	-
総株主の議決権	-	1,065,150	-

(注) 「単元未満株式」の普通株式には、当社所有の自己株式26株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 飯野海運株式会社	東京都千代田区内幸 町二丁目1番1号	4,421,100	-	4,421,100	3.98
計	-	4,421,100	-	4,421,100	3.98

## 2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	639	579	506	465	482	465	448	380	398
最低(円)	535	474	448	409	421	430	355	321	360

(注) 株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

## 3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）及び「海運企業財務諸表準則」（昭和29年運輸省告示第431号）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】  
(1)【四半期連結損益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	57,425	56,378
売上原価	49,747	49,369
売上総利益	7,679	7,009
販売費及び一般管理費	1 4,849	1 4,694
営業利益	2,830	2,315
営業外収益		
受取利息	55	64
受取配当金	207	415
為替差益	203	-
持分法による投資利益	-	205
その他営業外収益	154	196
営業外収益合計	619	880
営業外費用		
支払利息	2,094	2,007
為替差損	-	105
持分法による投資損失	239	-
その他営業外費用	36	23
営業外費用合計	2,370	2,135
経常利益	1,079	1,060
特別利益		
固定資産売却益	54	9
特別修繕引当金戻入額	-	118
貸倒引当金戻入額	0	-
債務免除益	46	-
特別利益合計	100	127
特別損失		
固定資産売却損	44	39
建替関連損失	1,030	-
投資有価証券売却損	1	-
投資有価証券評価損	0	297
固定資産除却損	3	0
デリバティブ解約損	-	68
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	-	56
その他特別損失	229	0
特別損失合計	1,307	461
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失( )	129	726
法人税等	1,009	417
少数株主損益調整前四半期純利益	-	309
少数株主利益	65	2
四半期純利益又は四半期純損失( )	1,203	307

## 【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	19,626	18,060
売上原価	17,312	15,809
売上総利益	2,314	2,251
販売費及び一般管理費	1,562	1,467
営業利益	751	784
営業外収益		
受取利息	15	19
受取配当金	64	76
為替差益	180	12
匿名組合投資利益	-	92
持分法による投資利益	-	63
その他営業外収益	1	13
営業外収益合計	260	249
営業外費用		
支払利息	690	681
持分法による投資損失	211	-
その他営業外費用	6	10
営業外費用合計	908	691
経常利益	104	341
特別利益		
固定資産売却益	-	0
貸倒引当金戻入額	0	-
特別利益合計	0	0
特別損失		
固定資産売却損	44	39
建替関連損失	1,030	-
投資有価証券評価損	0	16
固定資産除却損	2	0
その他特別損失	229	-
特別損失合計	1,306	55
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	1,202	286
法人税等	599	343
少数株主損益調整前四半期純損失( )	-	57
少数株主利益又は少数株主損失( )	10	1
四半期純損失( )	1,811	56

( 2 ) 【四半期連結貸借対照表】

( 単位：百万円 )

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	9,540	8,879
受取手形及び売掛金	4,745	4,370
貯蔵品	1,879	2,279
商品	40	49
販売用不動産	228	276
繰延及び前払費用	1,791	1,609
繰延税金資産	49	45
その他流動資産	7,031	7,628
貸倒引当金	2	19
流動資産合計	25,302	25,115
固定資産		
有形固定資産		
船舶(純額)	59,586	63,239
建物及び構築物(純額)	11,586	12,010
土地	40,074	40,074
建設仮勘定	32,100	22,349
その他有形固定資産(純額)	194	232
有形固定資産合計	143,540	137,904
無形固定資産		
電話加入権	9	9
その他無形固定資産	779	831
無形固定資産合計	789	840
投資その他の資産		
投資有価証券	14,485	14,927
長期貸付金	137	131
その他長期資産	1,463	1,817
貸倒引当金	-	0
投資その他の資産合計	16,085	16,875
固定資産合計	160,414	155,620
資産合計	185,716	180,735



(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	4,021	4,535
1年内償還予定の社債	300	300
短期借入金	20,028	15,885
未払費用	284	301
繰延税金負債	88	78
未払法人税等	612	65
前受金	1,590	1,729
賞与引当金	59	279
その他流動負債	2,906	2,018
流動負債合計	29,889	25,191
固定負債		
社債	550	800
長期借入金	93,030	92,242
退職給付引当金	1,381	1,290
役員退職慰労引当金	57	78
特別修繕引当金	753	593
受入敷金保証金	2,987	3,012
繰延税金負債	1,466	1,573
その他固定負債	3,045	3,229
固定負債合計	103,268	102,817
負債合計	133,156	128,008
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,092	13,092
資本剰余金	6,432	6,432
利益剰余金	33,016	33,775
自己株式	2,304	2,303
株主資本合計	50,235	50,995
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	249	477
繰延ヘッジ損益	1,540	816
為替換算調整勘定	101	49
評価・換算差額等合計	1,687	1,244
少数株主持分	638	487
純資産合計	52,560	52,727
負債純資産合計	185,716	180,735

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失( )	129	726
減価償却費	7,695	6,517
持分法による投資損益( は益)	239	205
退職給付引当金の増減額( は減少)	15	91
受取利息及び受取配当金	262	479
支払利息	2,094	2,007
有形及び無形固定資産売却損益( は益)	9	31
売上債権の増減額( は増加)	734	375
仕入債務の増減額( は減少)	395	512
その他	638	2,129
小計	9,314	9,929
利息及び配当金の受取額	260	462
利息の支払額	2,113	2,022
法人税等の還付額	1,552	48
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,013	8,418
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形及び無形固定資産の取得による支出	17,674	25,570
有形及び無形固定資産の売却による収入	2,806	12,934
投資有価証券の取得による支出	924	13
その他	72	80
投資活動によるキャッシュ・フロー	15,720	12,569
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額( は減少)	4,303	180
長期借入れによる収入	25,492	15,394
長期借入金の返済による支出	13,391	9,100
社債の発行による収入	1,000	-
社債の償還による支出	1,150	250
自己株式の売却による収入	0	0
自己株式の取得による支出	2	2
配当金の支払額	1,440	1,067
少数株主への配当金の支払額	4	8
リース債務の返済による支出	91	131
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,111	5,016
現金及び現金同等物に係る換算差額	121	404
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	717	461
現金及び現金同等物の期首残高	11,087	13,728
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,370	14,189

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1)連結の範囲の変更</p> <p>第1四半期連結会計期間より、CHEMROAD ECHO NAVIGATION S.A.、LODESTAR GRACE NAVIGATION S.A.、NEW STAR ISLAND S.A.、DAIMON CARRIERS S.A.は新設により連結の範囲に含めております。</p> <p>第2四半期連結会計期間より、ROSEATE VOYAGE S.A.は新設により連結の範囲に含めております。</p> <p>LPG HORIZON PANAMA S.A.、ASTRO SEA NAVIGATION S.A.、MOEBIUS SHIPPING S.A.は会社を清算したため連結の範囲から除いております。</p> <p>(2)変更後の連結子会社の数 47社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、当第3四半期連結累計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ17百万円、税金等調整前四半期純利益は73百万円減少しております。また、当会計基準等の適用によりその他長期資産(差入敷金)より控除された金額は73百万円であります。</p>

【表示方法の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。</p>

	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書)	<p>1. 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失( )」の科目で表示しております。</p> <p>2. 前第3四半期連結会計期間において、営業外収益の「その他営業外収益」に含めて表示しておりました「匿名組合投資利益」は重要性が増加したため、当第3四半期連結会計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結会計期間の営業外収益の「その他営業外収益」に含まれる「匿名組合投資利益」は10百万円であります。</p>

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 棚卸資産の評価方法	棚卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して計算する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 税金費用の計算	税金費用については、当第3四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 ただし、当該見積実効税率を用いて税金費用を計算すると著しく合理性を欠く結果となる場合には、税引前四半期純損益に一時差異等に該当しない重要な差異を加減した上で、法定実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は法人税等に含めて表示しております。

【注記事項】

( 四半期連結損益計算書関係 )

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬及び従業員給与 1,802百万円	役員報酬及び従業員給与 1,719百万円
賞与引当金繰入額 47百万円	賞与引当金繰入額 44百万円
退職給付費用 60百万円	退職給付費用 163百万円
役員退職慰労引当金繰入額 9百万円	役員退職慰労引当金繰入額 11百万円
業務委託費 723百万円	業務委託費 701百万円
減価償却費 188百万円	減価償却費 162百万円

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。
役員報酬及び従業員給与 577百万円	役員報酬及び従業員給与 560百万円
賞与引当金繰入額 47百万円	賞与引当金繰入額 44百万円
退職給付費用 22百万円	退職給付費用 6百万円
役員退職慰労引当金繰入額 4百万円	役員退職慰労引当金繰入額 4百万円
業務委託費 235百万円	業務委託費 209百万円
減価償却費 64百万円	減価償却費 55百万円

( 四半期連結貸借対照表関係 )

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 有形固定資産の減価償却累計額は、66,488百万円であります。	1 有形固定資産の減価償却累計額は、60,987百万円であります。
2 偶発債務	2 偶発債務
(1)保証債務	(1)保証債務
LNG Ebisu Shipping 設備資金 2,437百万円	LNG Ebisu Shipping 設備資金 2,548百万円
Corporation	Corporation
Tri-Tiger S.A. " 1,978百万円	Tri-Tiger S.A. " 2,155百万円
Jipro Shipping S.A. " 2,122百万円	Jipro Shipping S.A. " 1,812百万円
Central Tanker S.A. " 1,700百万円	Central Tanker S.A. " 393百万円
計 8,237百万円	計 6,908百万円
(2)連帯債務	(2)連帯債務
連帯債務額の 他の連帯債務者 うち他の連帯債務者負担	連帯債務額の 他の連帯債務者 うち他の連帯債務者負担
日本郵船(株) 設備資金 2,390百万円	日本郵船(株) 設備資金 5,519百万円
(株)商船三井 " 1,960百万円	(株)商船三井 " 4,527百万円
川崎汽船(株) " 806百万円	川崎汽船(株) " 1,860百万円
計 5,156百万円	計 11,906百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	1 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 9,850	現金及び預金勘定 9,540
その他(現先)勘定に 含まれる現金同等物 520	その他(現先)勘定に 含まれる現金同等物 4,649
現金及び現金同等物 10,370	現金及び現金同等物 14,189

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

- 発行済株式の種類及び総数  
普通株式(株) 111,075,980
- 自己株式の種類及び株式数  
普通株式(株) 4,421,126
- 新株予約権等に関する事項  
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	640	6.0	平成22年3月31日	平成22年6月28日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	427	4.0	平成22年9月30日	平成22年11月29日	利益剰余金

- (2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの  
該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	18,362	1,264	19,626	-	19,626
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	4	0	4	(4)	-
計	18,366	1,264	19,629	(4)	19,626
営業利益	543	208	751	(0)	751

(注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業及び不動産業にセグメンテーションしております。

2. 事業区分の方法の変更

第1四半期連結会計期間から、流通小売業を営む主な関係会社である千代田石油(株)が解散したことに伴い、流通小売業セグメントを廃止しております。

なお、従来流通小売業として把握していた第3四半期連結会計期間の売上高及び営業利益は海運業セグメントに含んでおります。この変更による影響は軽微であります。

3. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	海運業 (百万円)	不動産業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	53,484	3,941	57,425	-	57,425
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	12	0	12	(12)	-
計	53,496	3,941	57,437	(12)	57,425
営業利益	2,300	529	2,830	(0)	2,830

(注) 1. 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、日本標準産業分類を基準として、海運業及び不動産業にセグメンテーションしております。

2. 事業区分の方法の変更

第1四半期連結会計期間から、流通小売業を営む主な関係会社である千代田石油(株)が解散したことに伴い、流通小売業セグメントを廃止しております。

なお、従来流通小売業として把握していた第3四半期連結累計期間の売上高及び営業利益は海運業セグメントに含んでおります。この変更による影響は軽微であります。

3. 各事業区分の主要な事業内容

事業区分	主要な事業の内容
海運業	外航貨物運送、内航貨物運送、船舶貸渡及び船舶管理業
不動産業	不動産の賃貸、管理、建設業及びフォト・スタジオの運営

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)及び前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める在外子会社の割合が10%未満のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。



【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
海外売上高(百万円)	723	7,091	4,201	3,992	16,006
連結売上高(百万円)					19,626
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.7	36.1	21.4	20.3	81.6

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

	北米	中近東	アジア・ オセアニア	その他の地域	連結
海外売上高(百万円)	2,419	21,193	12,804	9,696	46,112
連結売上高(百万円)					57,425
連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	4.2	36.9	22.3	16.9	80.3

- (注) 1. 海外売上高は、当社及び本国に所在する連結子会社の外航海運売上高並びに本国以外の国に所在する連結子会社の売上高の合計額(セグメント間の内部売上高を除く。)であります。
2. 国又は地域は、地理的近接度により区分しております。
3. 各区分に属する国又は地域の内訳は次のとおりであります。
- (1) 北米.....米国、カナダ
  - (2) 中近東.....サウジアラビア、オマーン 他
  - (3) アジア・オセアニア.....豪州、マレーシア、インドネシア、インド 他
  - (4) その他の地域.....欧州、アフリカ 他

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、海運業と不動産業を軸に事業活動を展開しており、更に海運業は外航海運業と内航・近海海運業の2つの事業活動を展開しております。

当社グループの事業活動は、経済的特徴を基礎とした製品・サービス別のセグメントから構成されており、「外航海運業」、「内航・近海海運業」及び「不動産業」の3つを報告セグメントとしております。

「外航海運業」は、全世界にわたる水域で原油、石油製品、石油化学製品、液化天然ガス、液化石油ガス、発電用石炭、肥料、木材チップ等の海上輸送を行っております。「内航・近海海運業」は、国内、近海を中心とした水域で液化天然ガス、液化石油ガス、石油化学ガス等の海上輸送を行っております。「不動産業」は、国内の賃貸オフィスビルの所有、運営、管理、メンテナンス及びフォトスタジオを中心とした不動産関連事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	46,518	5,828	4,033	56,378	-	56,378
セグメント間の内部売上高 又は振替高	375	389	0	15	15	-
計	46,143	6,217	4,033	56,393	15	56,378
セグメント利益	1,311	324	679	2,315	1	2,315

(注) 1. セグメント利益の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額 (注) 1	四半期連結損 益計算書計上 額(注) 2
	外航 海運業	内航・近海 海運業	不動産業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	14,884	1,919	1,257	18,060	-	18,060
セグメント間の内部売上高 又は振替高	130	135	0	5	5	-
計	14,754	2,053	1,257	18,065	5	18,060
セグメント利益	402	159	223	784	0	784

(注) 1. セグメント利益の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

3. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

( 1株当たり情報 )

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 486.82円	1株当たり純資産額 489.78円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 ( ) 11.28円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期利益金額 2.88円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (百万円)	1,203	307
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失 ( ) (百万円)	1,203	307
期中平均株式数 (千株)	106,664	106,657

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純損失金額 ( ) 16.98円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 ( ) 0.53円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
四半期純損失 ( ) (百万円)	1,811	56
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純損失 ( ) (百万円)	1,811	56
期中平均株式数 (千株)	106,663	106,656

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....427百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....4円

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月29日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月9日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 金塚厚樹 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川瀬洋人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。  
追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶2隻について売却し引渡しを行った。また、当第3四半期連結会計期間末日後に、連結子会社にて保有する船舶1隻について売却の意思決定を行った。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月9日

飯野海運株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金塚厚樹 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川瀬洋人 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている飯野海運株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結損益計算書、四半期連結貸借対照表及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、飯野海運株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。